

## 第6回 収容・送還に関する専門部会 議事概要

### 1 日時

令和2年1月28日（火）午前10時から午後零時まで

### 2 場所

法曹会館 高砂の間

### 3 出席者（敬称略）

#### （1）収容・送還に関する専門部会

安富部会長，明石委員，川村委員，高橋委員，高宅委員，寺脇委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員

#### （2）出入国在留管理庁

高嶋次長，佐藤審議官，石岡出入国管理部長，磯部審判課長，岡本警備課長，片山参事官，簾内難民認定室長，林警備調整官

#### （3）オブザーバー

国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表

### 4 配付資料

#### （1）収容・送還に関する専門部会（第6回）議事次第

#### （2）諸外国における収容・送還に関する法制度

#### （3）これまでの議論において提案された（主な）方策等（案）

#### （4）宮崎委員提出資料

#### （5）柚之原寛史長崎インターナショナル教会牧師提出資料

### 5 議事概要

収容・送還に関する関係者ヒアリングとして，柚之原牧師から，大村入国管理センターにおける被収容者の収容及び送還に関する現状についてヒアリングを実施した。

次に，収容の在り方について，委員による議論を行った。

最後に，出入国在留管理庁から，「これまでの議論において提案された（主な）方策等（案）」について説明が行われた上，「送還を促進するための措置の在り方」について，委員による議論を行った。

各事項について委員から示された主な意見の概要は，以下のとおりであった（書面による提出意見を含む。）。

#### （1）収容の在り方について

##### 【収容期間の上限】

- 国連移住グローバルコンパクトにおいて収容は最小限とすることとされており，欧州でも収容期間の上限が設定されている。
- 収容は送還のために必要性，合理性及び相当性がある場合に限定し，送

還できない者は収容しないこととすべきである。

- 退去強制手続は、国外に退去を強制するか否かを定める手続であり、退去と決まれば収容期間は送還までとしかいえないので、収容期間に上限を設定することは理論上困難である。
- 収容の目的には、本邦での在留継続の否定が含まれており、速やかに出国しない者については基本的に送還まで収容せざるを得ない。

#### 【収容についての司法による審査】

- 収容に関する第三者のチェックとして、刑事手続の身柄拘束のように司法審査が必要と考えるが、その時期を収容開始時とするか一定期間後の更新時とするかは制度設計次第である。
- 入管法上の収容と刑事手続とは異なる制度であり、単純に比較できるものではない。その上で、退去強制手続において、人道上の配慮から在留を許可するとしても、それは例外であり政策判断であるから、その許否を裁判所が判断することは適当ではない。
- 退去強制令書の発付には、慎重な手続が定められ、行政訴訟や仮の救済により裁判所の判断を仰ぐこともできるのであるから、それ以上の司法審査の導入は不要である。むしろ、退去強制令書発付に至る行政手続に改善を要する点があるかを検討すべきである。

#### 【仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設】

- 健康上の理由等、様々な理由で出頭できない場合に逃亡と評価して処罰することは妥当ではなく、罰則の導入には慎重になるべきである。
- 収容しない措置の導入については、送還を促進するとともに逃亡を防止できるよう、逃亡等に対する罰則の導入とセットで検討すべきである。
- 退去が相当な者に対しては罰則を含めて厳格に対処しつつ、在留を認めてもよい者は収容しないなど、対応を分けることは検討した方がよい。

#### (2) 送還を促進するための措置の在り方について

##### 【退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置】

- 自発的に出国した者につき一定期間後に再上陸を認める措置については、運用ではなく法整備により対応すべきである。
- 自主的帰国支援は、IOM以外が提供するプログラムの利用も考えられる。

##### 【退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設】

- そのような罰則の前提として、退去させる者に具体的な退去義務を課すには、新たな手続が必要と考えられる。
- 退去しないことによる罰則の適用は、対象者が難民や庇護を要する者でないことを前提とすべきである。
- 渡航文書の申請を命じる制度については、収容中の旅券申請の可否等について実情を調べないと、議論できないのではないかと。

- 被退去強制者に対して渡航文書の申請を命じる制度は、諸外国にも立法例があり、現状でも議論可能である。

**【庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置】**

- 庇護を要する者の適切な保護に関する事項については、本専門部会の対象事項ではないので、送還回避を目的とする難民認定申請への対応に絞って議論すべきである。
- 庇護を要する者の適切な保護に関する事項は、本専門部会と別に議論する場を設けるべきである。
- 複数回申請における申請の許容性を審査することとすべきである。
- 濫用・誤用的な申請に関して議論するのであれば、その定義及び濫用・誤用だと決定するプロセスを含めて議論しなければならない。

**【その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置】**

- 出国の直前にノン・ルフールマン原則に違反しないか否かを確認する手続を設けるべきである。
- 在留特別許可の基準を明確化するほか、許可の対象も拡大するべきである。

以 上